

## 家畜遠隔流通体制転換実証事業補助金交付等要綱

制 定 令和 5 年 11 月 29 日付け 5 畜産第 1695 号

農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

第 1 肉用子牛や乳用初妊牛などの生体家畜の国内流通については、輸送業者等を含む幅広い関係者に対し、生体家畜の取扱いや輸送に関する高度なノウハウが必要とされる。生体家畜の国内流通は、長距離輸送・広域流通が行われているが、高温に伴う生体家畜の死亡や瑕疵のリスクが高い等の特殊性から、長距離のフェリー輸送に向かないため、大部分を陸上輸送に依存している。

こうした中、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成 30 年法律第 71 号)の制定に伴い「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年 2 月 9 日労働省告示第 7 号)が改正され、2024 年度からトラックドライバーにおける時間外労働の上限等が規制されることとなった。この状況を踏まえ、生体家畜の流通の分野においても、「総合物流施策大綱(2021 年度～2025 年度)」(令和 3 年 6 月 15 日閣議決定)に基づき、時間外労働の上限規制等の適用を見据えた労働力不足への対応を加速化させ、物流構造改革の推進を図る必要がある。

このため、本事業により、家畜の移出入を行う産地や生体家畜の輸送業者等が連携し、陸上輸送と海上・鉄道輸送を組み合わせた輸送ルートの転換や、家畜防疫等に対応した中継拠点の設置、家畜専用トレーラーの開発・導入による効率的なリレー輸送等の実証的取組を支援することで、生体家畜の持続可能な長距離輸送・広域流通体制の構築を図る。

(通則)

第 2 家畜遠隔流通体制転換実証事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 889 号)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件(平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 補助金は、2024年度から適用されるトラックドライバーにおける時間外労働の上限規制等に対応し、畜産における生体家畜の流通及び生産基盤の安定を図るため、家畜の輸送を委託する畜産農家等やこれを受託する貨物運送事業者をはじめとする生体家畜の流通に係る関係者によって構成されるコンソーシアムの設立、コンソーシアム等が実施する輸送手段の一部転換、長距離・広範囲における生体家畜の移動を実施する上で必要な中継拠点の設置等、生体家畜の円滑な長距離輸送・広域流通体制の構築を図るための実証的取組を支援することを目的とする。

(定義)

第4 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 畜産農家等

家畜の移出入を行う産地において畜産を営む者又は農業者の組織する団体で代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。

(2) 貨物運送事業者

生体家畜の輸送をする貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者、鉄道事業者、海上運送事業者又は港湾運送事業者をいう。

(3) 長距離輸送・広域流通

家畜の移出地から移入地までの間に複数の都道府県を通過する輸送であって、トラックドライバーの時間外労働の上限規制等が適用される2024年度以降、それ以前と同様の体制での輸送を維持することができなくなる長距離・広範囲における生体家畜の移動のことをいう。

(4) 家畜遠隔流通体制転換実証コンソーシアム

生産地や中継地の畜産農家等、貨物運送事業者等の生体家畜の流通に係る関係者を構成員として、生体家畜の円滑な長距離輸送・広域流通を図るために設立した事業共同体であって、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定める要件を満たすものをいう。

(事業の内容等)

第5 本事業において実施する事業の内容及び事業実施主体については、別表のとおりとする。

(事業の実施)

第6 補助金の交付を受けようとする者は、畜産局長が別に定める公募要領に基づき事業実施計画を提出し、補助金交付候補者に選定された場合は、事業実施計画の承認を受けたものとみなすことができる。

(交付の対象及び補助率)

第7 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、別表に定める事業実施主体が行う事業内容の欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第8 別表の区分の欄に掲げる1及び2の事業に係る経費の相互間における流用をしてはならない。

(申請手続)

第9 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（事業実施主体による補助事業の実施場所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務局長、事業実施主体による補助事業の実施場所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、事業実施主体による補助事業の実施場所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第10 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第11 地方農政局長等は、第9第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。

2 第9第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第 12 事業実施主体は、第 9 第 1 項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第 11 第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

第 13 事業実施主体（地方公共団体以外の事業実施主体に限る。次項及び第 3 項において同じ。）は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、地方農政局長等に遅滞なく届け出なければならない。

2 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 2 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

第 14 事業実施主体は、第 11 第 1 項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、地方農政局長等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第 15 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 3 号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 16 に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 16 に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 事業実施主体は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項の規定に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 16 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げるもの以外のものとする。

(事業遅延の届出)

第 17 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 4 号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第 18 事業実施主体は、補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において、別記様式第 5 号による事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月末日までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第 6 号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項の規定による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第 19 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 6 号による概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書の規定に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(実績報告)

第 20 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 7 号のとおりとし、事業実施主体は、補助事業が完了したとき（第 15 第 1 項の規定による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 8 号による年度終了実績報告書を作成し、地方農政局長等に提出しなければならない。

- 3 第9第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第9第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号による消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

#### （補助金の額の確定等）

- 第21 地方農政局長等は、第20第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。
- 2 地方農政局長等は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### （額の再確定）

- 第22 事業実施主体は、第21第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第20第1項の規定に準じて提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第21第1項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第21第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

#### （交付決定の取消等）

- 第23 地方農政局長等は、第15第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請

があった場合及び次に掲げる場合には、第 11 第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 事業実施主体が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 21 第 3 項の規定を準用する。

#### (財産の管理等)

- 第 24 事業実施主体は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

#### (財産の処分の制限)

- 第 25 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 5 号の大臣が定める財産は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のソフトウェアとする。
- 3 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 4 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 5 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第 26 事業実施主体は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

第 27 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 10 号による財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前 3 項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(事業の評価等)

第 28 事業実施主体は、畜産局長が別に定めるところにより、事業実施計画により定めた目標年度における成果目標の達成状況等について自ら評価を行い、地方農政局長等に報告するものとする。

(指導等)

第 29 地方農政局長等は、本事業の適正な執行を確保し、事業実施主体の自主性及び創意工夫を生かした本事業の効果的な推進を図るため、事業実施主体に対し必要な報告を求め、又は助言及び指導を行うことができるものとする。

(委任)

第 30 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、畜産局長が別に定めるところによる。

附 則

この通知は、令和 5 年 11 月 29 日から施行する。



別表（第5、第7、第8及び第16関係）

| 区分                   | 事業内容                                                                                                                          | 事業実施主体                                                                                                                                            | 経 費                                                                                                                                                                  | 補助率      | 重要な変更    |                                                                                                           |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                      |                                                                                                                               |                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                      |          | 経費の配分の変更 | 事業内容の変更                                                                                                   |
| 1 海上・鉄道輸送の活用の実証      | 家畜遠隔流通体制転換実証コンソーシアムの設立、陸上輸送と海上・鉄道輸送を組み合わせる生体家畜の長距離輸送・広域流通を行うための調査・試験・実証、課題解決に必要な会議の開催等の取組を支援する。                               | 事業実施主体は、次に掲げる者から公募により選定された団体とする。<br>（1）家畜遠隔流通体制転換実証コンソーシアム<br>（2）農業協同組合<br>（3）農業協同組合連合会<br>（4）農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等をいう。） | 本要綱に基づき行う事業に要する次の経費<br>（1）家畜遠隔流通体制転換実証コンソーシアムの設立・運営に要する経費<br>（2）生体家畜の長距離輸送・広域流通のための輸送手段の組合せの検討・調査・試験・実証に要する経費                                                        | 定額       |          | 1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増<br>2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減<br>3 事業実施者の変更<br>4 事業実施地区の変更<br>5 成果目標の変更<br>6 事業の中止又は廃止 |
| 2 中継拠点を活用したリレー輸送等の実証 | 家畜遠隔流通体制転換実証コンソーシアムの設立、中継拠点の設置、中継拠点の運営体制の検討・構築、家畜専用トレーラー（荷台）の導入等による陸路でのリレー輸送で生体家畜の長距離輸送・広域流通の調査・試験・実証、課題解決に必要な会議の開催等の取組を支援する。 | （5）事業協同組合<br>（6）事業協同組合連合会                                                                                                                         | 本要綱に基づき行う事業に要する次の経費<br>（1）家畜遠隔流通体制転換実証コンソーシアムの設立・運営に要する経費<br>（2）リレー輸送を行うための中継拠点の設置に要する経費<br>（3）中継拠点の運営に要する経費<br>（4）家畜専用トレーラー（荷台）の開発・導入<br>（5）リレー輸送の検討・調査・試験・実証に要する経費 | 定額、1／2以内 |          |                                                                                                           |

別記様式第1号（第9関係）

〇〇年度家畜遠隔流通体制転換実証事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては北海道農政事務所長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

〇〇年度において、〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって事業実施計画の承認を受けた事業を実施したいので、家畜遠隔流通体制転換実証事業補助金交付等要綱第9の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- （注）1 この申請書は、事業内容ごとに区分してそれぞれ作成すること。
- 2 承認を受けた事業実施計画の事業内容から変更があるときは、本文中の「〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって事業実施計画の承認を受けた事業を実施したいので」を「〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって事業実施計画の承認があつた事業実施計画の一部を関係資料のとおり変更した上で事業を実施したいので」とし、提出済の事業実施計画の変更箇所を加筆修正した当該資料ページを添付して提出すること。
- 3 申請の際には次の書類を添付すること。なお、事業実施計画書に添付したものから変更がない場合には省略することができる。
- （1）定款、規約等及び収支予算（又は収支決算）
  - （2）外部に委託する場合には、その委託契約書案
  - （3）別表の経費欄に掲げる2（2）及び2（4）の事業を実施する事業実施主体にあつては、概算設計書や見積書等の事業費の積算根拠となる資料。
  - （4）その他地方農政局長等が必要とする資料

別記様式第2号（第13関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔事業実施主体〕 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注）1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第15関係）

〇〇年度家畜遠隔流通体制転換実証事業補助金変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては北海道農政事務所長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により〇〇したいので、家畜遠隔流通体制転換実証事業補助金交付等要綱第15の規定に基づき申請する。

記

〔理由〕

- （注）1 下線部分については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 交付決定を受けた事業実施計画書の変更箇所を加筆修正した該当資料ページを添付して提出すること。
- なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものだけに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 3 補助金の額が増額する場合には件名の「〇〇年度家畜遠隔流通体制転換実証事業補助金変更等承認申請書」を「〇〇年度家畜遠隔流通体制転換実証事業補助金変更等及び追加交付申請書」とし、本文中の「家畜遠隔流通体制転換実証事業補助金交付等要綱第15の規定に基づき申請する」を「家畜遠隔流通体制転換実証事業補助金交付等要綱第15の規定に基づき、補助金〇〇円を追加交付されたく申請する」に書き換えること。

別記様式第4号（第17関係）

〇〇年度家畜遠隔流通体制転換実証事業補助金遅延届出書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
(北海道にあつては北海道農政事務所長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）ため、家畜遠隔流通体制転換実証事業補助金交付等要綱第17の規定に基づき届け出る。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）理由
- 2 補助事業の遂行状況

| 区 分 | 総事業費 | 事 業 の 遂 行 状 況       |           |                     |                   | 備 考 |
|-----|------|---------------------|-----------|---------------------|-------------------|-----|
|     |      | 〇年〇月〇日までに<br>完了したもの |           | 〇年〇月〇日以降に<br>実施するもの |                   |     |
|     |      | 事業費                 | 出来高<br>比率 | 事業費                 | 事業完了<br>予定<br>年月日 |     |
|     | 円    | 円                   | %         | 円                   |                   |     |

- （注）1 括弧内は、該当するものを記載すること。
- 2 「区分」の欄には、別表の区分欄及び経費の欄に掲げる経費ごとに記載すること。
- 3 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第5号（第18関係）

〇〇年度家畜遠隔流通体制転換実証事業補助金事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては北海道農政事務所長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、家畜遠隔流通体制転換実証事業補助金交付等要綱第18の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

| 区 分 | 総事業費 | 事 業 の 遂 行 状 況       |           |                     |                   | 備 考 |
|-----|------|---------------------|-----------|---------------------|-------------------|-----|
|     |      | ○年○月○日までに<br>完了したもの |           | ○年○月○日以降に<br>実施するもの |                   |     |
|     |      | 事業費                 | 出来高<br>比率 | 事業費                 | 事業完了<br>予定<br>年月日 |     |
|     | 円    | 円                   | %         | 円                   |                   |     |

- (注) 1 「区分」の欄には、別表の区分欄及び経費の欄に掲げる経費ごとに記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第 6 号（第 19 関係）

〇〇年度家畜遠隔流通体制転換実証事業補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
(北海道にあっては北海道農政事務所長  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

官署支出官 〇〇 殿  
(第 19 第 1 項に定める官署支出官名を記入)

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、家畜遠隔流通体制転換実証事業補助金交付等要綱第 19 の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。  
(また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。)

記

| 区分 | 総事業費 | 国庫補助金<br>(A) | 既受領額<br>(B) |     | 遂行<br>状況<br>報告<br><br>〇月〇日<br>現在の<br>出来高 | 今回請求額<br>(C) |                          | 残額<br>(A-(B+C)) |                          | 事業<br>完了<br>予定<br>年月日 | 備<br>考 |
|----|------|--------------|-------------|-----|------------------------------------------|--------------|--------------------------|-----------------|--------------------------|-----------------------|--------|
|    |      |              | 金額          | 出来高 |                                          | 金額           | 〇月〇日<br>現在の<br>予定<br>出来高 | 金額              | 〇月〇日<br>までの<br>予定<br>出来高 |                       |        |
|    | 円    | 円            | 円           | %   | %                                        | 円            | %                        | 円               | %                        |                       |        |

- (注) 1 「区分」の欄には、別表の区分欄及び経費の欄に掲げる経費ごとに記載すること。  
2 括弧内は、第 18 第 1 項ただし書の規定による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。  
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第7号（第20第1項関係）

〇〇年度家畜遠隔流通体制転換実証事業補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては北海道農政事務所長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、家畜遠隔流通体制転換実証事業補助金交付等要綱第20第1項の規定により、その実績を報告する。  
（また、併せて精算額として家畜遠隔流通体制転換実証事業補助金〇〇〇円の交付を請求する。）

記

- 1 事業の目的  
2 事業の内容及び実績  
3 経費の配分及び負担区分

| 区 分                  | 補助事業に要した経費<br>(A+B) | 負 担 区 分      |            | 備 考 |
|----------------------|---------------------|--------------|------------|-----|
|                      |                     | 国庫補助金<br>(A) | その他<br>(B) |     |
| 〇〇〇〇<br>〇〇〇〇<br>〇〇〇〇 | 円                   | 円            | 円          |     |
| 合 計                  |                     |              |            |     |

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すると。

- 4 事業の完了年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 収支精算  
（1）収入の部



| 区 分     | 本年度<br>精算額 | 本年度<br>予算額 | 比較増減 |   | 備考 |
|---------|------------|------------|------|---|----|
|         |            |            | 増    | 減 |    |
| 1 国庫補助金 | 円          | 円          | 円    | 円 |    |
| 2 その他   |            |            |      |   |    |
| 合 計     |            |            |      |   |    |

(2) 支出の部

| 区 分 | 本年度<br>精算額 | 本年度<br>予算額 | 比較増減 |   | 備考 |
|-----|------------|------------|------|---|----|
|     |            |            | 増    | 減 |    |
|     | 円          | 円          | 円    | 円 |    |
| 合 計 |            |            |      |   |    |

(注) 区分の欄は、別表の経費の欄の事項を記載する。

6 添付書類

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
- 2 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。
- 3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第 8 号（第 20 第 2 項関係）

〇〇年度家畜遠隔流通体制転換実証事業補助金年度終了実績報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあっては北海道農政事務所長  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、家畜遠隔流通体制転換実証事業補助金交付等要綱第 20 第 2 項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

| 区 分                                             | 交付決定の内容                   |           | 年度内実績               |             | 翌年度実施        |            | 完了予定<br>年月日 |
|-------------------------------------------------|---------------------------|-----------|---------------------|-------------|--------------|------------|-------------|
|                                                 | 補助事業<br>に要する<br>経費<br>(A) | 国庫<br>補助金 | Aのうち<br>年度内<br>支出済額 | 概算払<br>受入済額 | Aのうち<br>未支出額 | 翌年度<br>繰越額 |             |
| 翌年度繰越分<br>〇〇〇〇<br>〇〇〇〇<br>年度内完了分<br>〇〇〇〇<br>合 計 | 円                         | 円         | 円                   | 円           | 円            | 円          |             |

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）。
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第9号（第20第4項関係）

〇〇年度 家畜遠隔流通体制転換実証事業補助金消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
( 北海道にあつては北海道農政事務所長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 )

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた家畜遠隔流通体制転換実証事業補助金について、家畜遠隔流通体制転換実証事業補助金交付等要綱第20第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

|                                                     |   |   |
|-----------------------------------------------------|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額<br>(〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額                             | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額                     | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2)                                     | 金 | 円 |

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要)

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

(1) 消費税確定申告書の写し(税務署受付済のもの)

(2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

(3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。)

(4) 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載  
[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載  
[ ]

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第 10 号（第 27 関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 \_\_\_\_\_

| 地区名       |                    | 地区             |              | 事業実施年度              |     | 年度         |            | 農林水産省所管補助金名 |            |            |            |     |            |                   |            |            |    |
|-----------|--------------------|----------------|--------------|---------------------|-----|------------|------------|-------------|------------|------------|------------|-----|------------|-------------------|------------|------------|----|
| 設備等<br>名称 | 事業の<br>内 容         |                |              |                     |     | 工 期        |            | 経 費 の 配 分   |            |            |            |     | 処分制限期間     |                   | 処分の状況      |            | 摘要 |
|           | 事業種目<br>(事業<br>内容) | 事業<br>実施<br>主体 | 工種構造<br>施設区分 | 施工箇所<br>又 は<br>設置場所 | 事業量 | 着 工<br>年月日 | 竣 工<br>年月日 | 総事業費        | 負 担 区 分    |            |            |     | 耐 用<br>年 数 | 処 分<br>制 限<br>年月日 | 承 認<br>年月日 | 処分の<br>内 容 |    |
|           |                    |                |              |                     |     |            |            |             | 国 庫<br>補助金 | 都 道<br>府県費 | 市 町<br>村 費 | その他 |            |                   |            |            |    |
|           |                    |                |              |                     |     |            |            | 円           | 円          | 円          | 円          | 円   |            |                   |            |            |    |
|           |                    |                |              |                     |     |            |            |             |            |            |            |     |            |                   |            |            |    |
|           | 計                  |                |              |                     |     |            |            |             |            |            |            |     |            |                   |            |            |    |
|           |                    |                |              |                     |     |            |            |             |            |            |            |     |            |                   |            |            |    |
|           |                    |                |              |                     |     |            |            |             |            |            |            |     |            |                   |            |            |    |
|           | 計                  |                |              |                     |     |            |            |             |            |            |            |     |            |                   |            |            |    |
|           | 合 計                |                |              |                     |     |            |            |             |            |            |            |     |            |                   |            |            |    |

- （注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。